

厚生労働省
島根労働局発表
平成25年5月30日

担 当	島根労働局労働基準部賃金室
	室長 寺内 宏 伸
	室長補佐 石倉 達 男
	賃金指導官 小村 幸 雄 TEL 0 8 5 2 - 3 1 - 1 1 5 8

賃金や業務の改善に取り組む中小企業を応援します

業務改善助成金・経営労務ワンストップ無料相談のご案内

島根労働局では、賃金や業務の改善に取り組む中小企業を対象に、業務改善助成金の申請の受付を始めています。また、中小企業における生産性の向上や賃金制度の見直しなど専門家によるワンストップ無料相談を実施しています。

業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）

業務改善助成金は、時給800円未満の従業員を雇用する中小企業（注）が、事業場内で最も低い賃金を引き上げる賃金改善計画と労働能率の改善のための設備等の導入など業務改善を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1（上限100万円）を助成するものです。これは、中小企業にとって幅広く活用できる助成金制度です（別添1）。

経営労務無料相談（中小企業相談支援事業）

経営労務無料相談（中小企業相談支援事業）は、島根労働局が地元中小企業団体（今年度は、一般社団法人島根県経営者協会。）に委託して、生産性の向上や賃金制度の見直しなど経営・労務管理に関する専門家による相談窓口を設置する事業です。この事業は、電話や窓口での相談だけでなく、専門性の高い相談については専門家が直接企業を訪問してきめ細かな支援を行います（別添2）。

中小企業事業主の方は是非ご利用ください。

（注）中小企業事業主の範囲は、次の表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」の要件を満たす事業主です。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下